

地方自治制度講師養成研修

研修の目的とねらい

市町村等が実施する地方自治制度研修において、講師として活躍できるようになる。

- 地方自治制度研修の講師として必要な知識や指導方法を習得します。
- 制度についての基本的な知識を習得後、効果的な講義技法を学びます。
- 模擬講義を通して、実践的な研修講師の育成を図ります。

期日	前期	1日目	令和8年11月5日(木)	10時～16時30分 ※集合：9時45分
		2日目	令和8年11月6日(金)	9時30分～16時30分
	後期	3日目	令和8年11月12日(木)	9時30分～16時30分
		4日目	令和8年11月13日(金)	9時30分～16時30分
会場	茨城県自治研修 7階 701研修室			
対象	講師として意欲のある職員			講師 (一財)公共経営研究機構 (株)話し方研究所
	新規採用職員等を対象とした庁内研修の講師を予定している、職員に対して地方自治制度について指導する立場である といった方			計画人員 20人

研修の概要

市町村等が実施する地方自治制度研修の講師として、必要な知識や指導方法などを習得するために実施します。

当研修では、前期の2日間で地方自治制度全般についての基本的な知識を習得した後、後期の2日間で効果的な講義を行うための技法を学ぶことにより、実践的な研修講師の養成を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
前期	1日目		開講 オリエンテーション	地方自治制度(講義)		
	2日目			地方自治制度(講義)		
後期	3日目			効果的な講義技法(講義・演習)		
	4日目			LESSONプランの作成、模擬講義(講義・演習)		
				休憩		閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 座学のほかグループワークや小テストがあり、集中力を切らず適度な緊張感で受講できた。
- ・ 講師のエピソードを交えた講義が面白く、内容も実務の観点から理解しやすかった。
- ・ 模擬講師の実践があり、今後講師を務める際の参考になった。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp
HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・ 車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)
- 合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図